

## 少年警察活動規則におけるぐ犯調査権限の新設に反対する会長声明

警察庁は、本年6月1日に公布された「改正」少年法（以下、「改正」少年法という。）の施行に伴い、少年警察活動規則の一部の改正を検討している。

公表された規則案は、「ぐ犯調査」という項目が新たに設けられ、その第27条は、「将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがあることを具体的に明らかにするよう努める」と規定し、罪を犯すおそれが未だ具体的でない場合にも警察官が調査を開始することができることが前提とされているうえ、14歳未満のぐ犯少年についても警察官が調査権限を持つことを前提とした規定となっている。しかし、この規定は、14歳未満のぐ犯少年については原則として児童相談所への通告すべきものとした少年法第6条の趣旨を逸脱するものであるうえ、警察官が主観的に「将来罪を犯すおそれ」があると認めれば調査を開始できることになり、到底認められない。「改正」少年法成立にいたる国会の審議過程においても、当初法案に含まれていた「ぐ犯少年である疑いのある者に対する調査権限」については、警察の調査権限の及ぶ範囲が不明確で、調査対象の範囲が過度に拡大するおそれがあるという理由で削除された経緯がある。規則案の前記規定は、この国会での議論を無視し、国権の最高機関である国会が排除した警察の調査権限を、公安委員会規則によって認めようとするものであり、削除されるべきである。

また、上記規則案には、触法調査についての規定も存するが、本来、触法調査は児童相談所または家庭裁判所調査官が行うことが予定されており、警察官の調査はその準備行為として位置づけられることからすれば、第16条の「詳細に調査しなければならない」との規定は削除すべきである。さらに触法調査にあたっては、「改正」少年法第6条の3において定められた弁護士付添人選任権を少年に分かりやすく告知すべきであるほか、少年期の特性に配慮する準則の策定を求める参議院付帯決議第1項の趣旨からも少年に供述拒否権を分かりやすく告知すべきであるにもかかわらず、これらの少年への権利告知が全く規定されていないのであって、改められるべきである。

以上のとおり、当会は、少年警察活動規則に「ぐ犯調査」の規定を新設することに反対し、「触法調査」についても修正することを求めるものである。

平成19年10月17日

千葉県弁護士会

会長 山下 洋一郎

